

議案第 5 2 号

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市心身障害者医療費支給条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条又は第 3 0 条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、同法第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 6 項に規定する厚生労働省令で定める施設(次号において「障害者支援施設」という。)、身体障害者福祉法第 1 8 条第 2 項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)又は独</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条又は第 3 0 条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、同法第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める施設(次号において「障害者支援施設」という。)、身体障害者福祉法第 1 8 条第 2 項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)又は独</p>

立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ 他<sup>1</sup>の市町村の長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ～キ [略]

ク 他<sup>2</sup>の地方公共団体から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者

ケ・コ [略]

(2) 本市から障害者自立支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）

(3) 市長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4)～(6) [略]

(7) 本市から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている同項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者

(8)～(10) [略]

立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ 他<sup>1</sup>の市町村から障害者自立支援法附則第21条第1項の規定による介護給付費の支給を受け、同法附則第20条に規定する旧法指定施設（知的障害者通勤寮を除く。）に入所している者

オ～キ [略]

ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給を受け、指定知的障害児施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者である場合にあっては当該施設への入所前に市内に住所を有していた者を除き、対象者が18歳未満の者である場合にあっては当該対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。）

ケ・コ [略]

(2) 本市から障害者自立支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所、入院又は入居している者（共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）

(3) 本市から障害者自立支援法附則第21条第1項の規定による介護給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている同法附則第20条に規定する旧法指定施設（知的障害者通勤寮を除く。）に入所している者

(4)～(6) [略]

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定知的障害児施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者である場合にあっては当該施設への入所前に市内に住所を有していた者に限り、対象者が18歳未満の者である場合にあっては当該対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、市内に住所を有する者に限る。）

(8)～(10) [略]

<p>2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p>	<p>2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</p>
---	---

（さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(3)~(8) [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(3)~(8) [略]</p>

（さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正）

第3条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の3第8項</u> に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法 <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。 (1)～(5) [略] 4～8 [略]	（定義） 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2第8項</u> に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法 <u>第6条の3第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。 (1)～(5) [略] 4～8 [略]

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に、第1条の規定による改正前のさいたま市心身障害者医療費支給条例第6条第1項の規定による受給者証の交付を受けている者であって、第1条の規定による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるものは、この条例の施行の際現に入所している施設を退所し、入院している医療機関を退院し、又は入居している住居から退去するまでの間は、同項に規定する対象者とみなす。